



## 南浦和ファーストスター保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 事業者の運営主体

事業者の名称	三和エンジニアリング株式会社
事業者の所在地	東京都千代田区神田佐久間町2-19 櫻岳ビル2F
事業者の電話番号	電話：03-3861-5775
代表者氏名	代表取締役社長 廣田靖人
定款の目的に定めた事業	医療、福祉のうち児童福祉事業

### 2 事業の概要

種別	小規模保育事業 A型		
施設名称	「南浦和ファーストスター保育園」		
所在地	南区根岸3-1-15 第三コーポミナミ1F		
電話番号	電話：048-839-3000		
施設長名	佐竹 朋子		
開設年月日	平成 30年 4月 1日		
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児
	6人	6人	7人
取り扱う保育事業	月極保育事業、延長保育事業		

### 3 施設・設備の概要

建物	構造	RC構造3階建ての1階部分	
	延床面積	99,51 m <sup>2</sup>	
施設設備の数と面積	0歳児室	1室	19,97 m <sup>2</sup>
	1歳児室	1室	20,03 m <sup>2</sup>
	2歳児室	1室	14,91 m <sup>2</sup>
	調理室	1室	7,25 m <sup>2</sup>
	医務室・事務室	1室	7,46 m <sup>2</sup>
	トイレ	2個	6,3 m <sup>2</sup>
設備の種類		冷暖房	

#### 4 事業の目的、運営方針

目 的、 経営理念	<p>小規模保育所「南浦和ファーストスター保育園」は、利用者（子どもと保護者）の最善の利益を尊重し、地域における子育て支援の核として愛情と信頼を基盤とした楽しい保育を目指すことを基本理念とします。</p>
運 営 方 針	<p>&lt;保育理念&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間形成にとって極めて重要な乳幼児期を、心地よい愛着関係と安心できる環境の中で育てる。</li> <li>・子どもの最善の利益を守り、子ども一人ひとりの心に寄り添い、心身のバランスを考慮した保育を行う。</li> </ul> <p>&lt;保育方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心できる、くつろいだ雰囲気の中で子どもたちの様々な欲求を満たし、満足を与える保育をする。</li> <li>・日々の温かい受容的な関わりの中で、子どものありのままを受け止め自己を肯定する心を育てる。</li> <li>・子どもの成長、発達を促し可能性や力を信じる。</li> </ul> <p><b>【園名：ファーストスターの由来について】</b></p> <p>最近の宇宙研究の結果により137億年前、宇宙で最初に出来た物質が星であったことが判明しました。この星は「ファーストスター」と呼ばれ「小さく生まれて大きく明るく育っていった星」と言われています。このことから、当園での「ファーストスター」とは子どもたち一人ひとりを指します。</p> <p>&lt;保育目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心もからだも健やかな子ども</li> <li>・人を享受し、思いやりのある子ども</li> <li>・よく遊び、豊かな感性と創造性にあふれる子ども</li> </ul>

#### 5 職員体制

施 設 長	1人 (資格：保育士)
保 育 士	7人 (常勤： 7 人、非常勤 人)
調 理 員	1人 (常勤： 1 人、非常勤 人)
子育て支援員	1人 (常勤： 人、非常勤 1人)

#### 6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日
休 所 日	日曜日、祝日、12/29～1/3

## 7 保育・教育を提供する時間

### (1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 00 分から午後 19 時 00 分まで
土曜日	午前 7 時 00 分から午後 19 時 00 分まで

### (2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 30 分から午後 18 時 30 分まで
土曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 30 分から午後 18 時 30 分まで
時 間 外 保 育 時 間	朝：午前 7 時 00 分から午前 7 時 30 分まで 夕：午後 18 時 30 分から午後 19 時 00 分まで

### (3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
土曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
時 間 外 保 育 時 間	朝：午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分まで 夕：午後 4 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

## 8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める保育料 次ページ参照
時間外保育料	30 分あたり 400 円
その他発生する料金	購入物 *別紙 用品一覧表参照

## 9 支払方法

保育料、延長保育料及びその他の実費等は保育を利用した月の 20 日までに、当事業所が指定する方法（銀行振込）によりお支払いください。

### 地域型保育に係る利用者負担（以下、「保育料」といいます。）

当事業所において保育の提供を受けたときはさいたま市において定める保育料（別表 1）をお支払いいただきます。

なお、月の途中から保育を利用することになったとき及び利用しなくなったときは、その月の保育料を市条例の規定により計算した額を事業者を支払うものとします。

（この計算で 10 円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額をお支払いいただきます。）

《3号認定(満3歳未満・保育認定)を受けた子どもの利用者負担額》

(基準：市町村民税所得割課税額) ※さいたま市 HP 等参照

(別表1)

世帯階層区分		利用者負担(月額)	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯による被保護者帯 (単給世帯を含む)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度分市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税非課税世帯	8,000円	7,800円
第4階層	市町村民税均等割額のみ	10,000円	9,800円
第5階層	48,600円未満	12,500円	12,200円
第6階層	48,000円以上 63,900円未満	19,500円	19,100円
第7階層	63,900円以上 97,000円未満	33,000円	32,400円
第8階層	97,000円以上 137,600円未満	44,000円	43,200円
第9階層	137,600円以上 169,000円未満	55,000円	54,000円
第10階層	169,000円以上 301,000円未満	60,000円	58,900円
第11階層	301,000円以上 397,000円未満	72,800円	71,500円
	397,000円以上		

10 提供する保育・教育の内容

<p>当事業所は国が定める「保育所保育指針」を踏まえ、次の保育その他の便宜の提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育標準時間及び保育短時間の保育</li> <li>・延長保育</li> <li>・食事の提供</li> </ul>
---

<一日の流れ>

時間	乳児
7:00	開園
7:30	保育標準時間（11時間）開始 順次登園
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園 朝の補食
9:30	朝の会 遊び（室内外）・散歩
11:00	食事 （年齢によって前後します）
11:30	食事が終わった子から着替え・排泄
12:00	お昼寝 （年齢によって前後します）
14:30	起床 着替え・排泄
15:00	おやつ
15:30	自由遊び
16:30	保育短時間終了 順次降園
18:30	保育標準時間終了
19:00	閉園

\* 0歳児は一人ひとりの生活リズムに合わせて授乳、午睡を行います。

お散歩のコース…根岸前公園、一ツ木公園、恐竜公園、南消防署などに行きます。

<保育計画（年間）>

クラス	保育計画
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆を形成する。</li> <li>・安心できる環境の中、快・不快を感じ、表情や体の動き、喃語で表現する。</li> <li>・五感を育てる。</li> </ul>
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心できる保育士との関係の下で、自分でしようとする気持ちが芽生える。</li> <li>・歩行の確立により、身近な人や身の回りのものに自発的に働きかけていく。</li> <li>・親しい大人に指差しや二語文で自分の気持ちを伝えようとする。</li> </ul>
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的運動機能が伸び、行動範囲が広がり探索活動が盛んになる。</li> <li>・簡単な身の回りのことを自分でしようとする。</li> <li>・自分の意志や欲求を言葉で表現し、自己主張をする中で、気持ちを受け止められながら自己を肯定する心を育む。</li> </ul>
その他 (年間行事)	保護者会、なつまつり、水遊び、親子であそぼう DAY、うどん作り、お誕生会(毎月)など

## 11 給食等について

### <給食の提供にあたって>

・自園調理 ・食育の実施（クッキー作り、うどん作りなど）

\* 献立表は別途（毎月）お知らせ致します。

\* 食物アレルギーや体質に合わない食材がある時は当事業所に報告し、医師の診断書及び検査結果を提出してください。

\* 保育園で提供する粉ミルク類についてはご確認下さい。保育園で準備出来る物以外を希望される場合は持ち込みをお願いします。

### <アレルギー対応について>

当園は、さいたま市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

・入園前の面談を行い、お子さんの現在の様子をお伺いします。その後保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表の提出を受けて、除去食の提供を行います。

・アレルギー除去の献立を作成し、月に1度変更等がないか保護者の方に確認を行います。

・除去を解除する場合も医師の指示に基づいて行います。園での解除はその食材が完全解除になり、ご家庭でも十分な回数を摂取し安全が確認された場合のみとなります。

## 12 保護者に用意していただくもの

### (1) 入園時にご用意いただくもの

#### <園で使用するもの>

- ・通園バッグ（B4程の大きさ） ・ハンドタオル（汗拭き用） ・靴
- ・パジャマ、パジャマ袋（袋にパジャマと記入してください） ・コップ（マグ）
- ・着替え（下着、上下の服は2セット 靴下1セットを所定の位置に入れて下さい）
- ・給食用エプロン2枚 ガーゼ2枚
- ・オムツ ・お尻ふき ・汚れた服を入れるビニール袋1枚（スーパーの袋など）
- ・ポリ袋パック1箱 ・粉ミルク、哺乳瓶（使用する方のみ） ・避難用外靴

\* 園で使用するものは必ず記名をしてください。

靴下、靴、オムツ（お尻側）にも記名をお願いします。

### (2) 毎日持参いただくもの

- ・連絡帳 ・食事エプロン2枚 ・口拭きガーゼ2枚
- ・ハンドタオル(汗拭き用) ・コップ、またはマグ（夏季は水筒を使用します）
- ・ビニール袋1枚（汚れた服をいれるスーパーの袋など）
- ・下着、上下の洋服（園に2セット常備） ・オムツ（カゴに入る程度）
- ・哺乳瓶（使用する方のみ）

#### <園に置いておくもの>

\* 帽子 \* お昼寝用バスタオル2枚、冬季のみ掛け布団（0歳児のみ布団）

\* パジャマ→\*は週末に持ち帰りとなります。

- ・お尻ふき ・粉ミルク（使用する方のみ） ・ポリ袋パック1箱 ・避難用外靴

### (3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎ着しやすい服をご用意ください。外遊びなどで汚れる場合があります。
- ・ひもやフードなどの引っかかりやすい服は避けるようにしてください。
- ・一人で歩けることを目安に上下分かれた下着に移行してください。

\*持ち物については別紙を参照ください。

## 13 登園・降園について

**登園・降園にあたっては、次の点に留意してください。**

- ・送迎時は「送迎者カード」を着用してください。基本のお迎えの方以外の方が送迎される時は事前に連絡をお願いします。連絡がない場合は確認のお電話をさせて頂き、確認が取れてからの引き渡しとなります。
- ・送迎時間が変更になる場合、事前に園に連絡してください。
- ・保護者が職場を離れるなど連絡先が通常と異なる場合は連絡先をお知らせください。
- ・駐車スペース及び駐輪スペースは送迎時混み合います。譲り合ってお使いください。
- ・登降園時にはタイムカードの打刻をお願いします。指定の保育時間外は延長保育料が発生しますのでご了承ください。

**欠席・早退について**

- ・欠席、遅刻をする場合は当日の 9:30 までに園へご連絡下さい。
- ・早退する場合は連絡帳に記入し、登園時職員にも直接お伝えください。
- ・登園後に早退する必要がある場合は電話連絡を入れて下さい。

保育園連絡先：048-839-3000

## 14 保育園と保護者との連携について

ご家庭での様子をお伺いしたり、保育園での様子をお伝えしたりと連携を密にしてお子さんの成長のお手伝いをさせていただきたいと思っております。成長と一緒に喜び、時には一緒に考えていきますので、聞きたいこと、気になることがあれば何でもご相談くださいね。

- ・連絡帳…出来る限りの範囲で構いませんので記入をお願いします。
- ・保育参観、個人面談を行います。行事予定表をご確認下さい。

## 15 健康診断、健康管理について

### (1) 健康診断

さいたま市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年6月さいたま市条例第47号。）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	2回（6月、12月）
歯科健診	全園児	1回（7月）

## (2) 健康管理、病気のときの対応

- ・登園前に必ず検温してください。園では登園時、午睡明けに検温を行います。その他お子さんの体調の変化に応じて検温を行います。37.5℃以上の発熱、または複数回の下痢、嘔吐など集団生活が困難だと判断した場合はお迎えの連絡をします。
- ・解熱剤を使用せず熱がないこと、普段の食事が摂れること、機嫌が良く通常の園生活ができることが再登園の目安となります。お子さんの様子によっては当日の保育をお断りする場合があります。
- ・伝染病にかかった場合、速やかに園に連絡をしてください。完治という医師の証明（治癒証明書、治癒報告書）がないと受入れができないのでご注意ください。

### 治癒証明書が必要な感染症

#### ○第2種伝染病

インフルエンザ、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

#### ○第3種伝染病

腸管出血性大腸菌感染症、急性出血性結膜

### 治癒報告書の記入が必要な感染症

#### ○その他の伝染病

急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎、乳幼児嘔吐下痢症、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、突発性発疹、手足口病、ヘルパンギーナ、とびひ、水いぼ、りんご病、ヘルペス性歯肉口内炎、頭シラミ、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症

## 16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・感染症が発生した時は玄関にて掲示を行いますのでご確認下さい。毎月園だよりでもご報告いたします。

## 17 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	たんぼぼ子どもクリニック
医 院 長 名	重田 祐子
所 在 地	さいたま市南区南浦和1-33-15 グレースビル2F
電 話 番 号	048-762-8066

## 18 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	ふじた歯科クリニック
医 院 長 名	藤田 昌孝
所 在 地	さいたま市南区根岸2-14-8
電 話 番 号	048-839-7474



## 19 避難場所

保育所近隣の避難場所は次のとおりです。

第1避難場所	さいたま市文化センター
第2避難場所	南浦和小学校

## 20 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

浦和警察署	048-825-0110
南消防署	048-861-0119

## 21 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	佐竹 朋子
消防計画届出年月日	消防署 平成22年7月14日 令和4年10月変更
避難訓練及び消火訓練	毎月1回 避難訓練及び消火訓練
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器

## 22 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	施設所有管理者 生産物
保険金額	1事故につき 5億円

## 23 業務の質の評価について

小規模保育事業の 自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い 年1回、自己評価を実施
------------------	---

## 24 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情解決責任者	園長
相談・苦情受付担当者	主任
福祉サービス苦情調整委員	氏名 富田かおり 氏名 菅谷 美和

\* 玄関付近に意見箱を設置しています。

## 25 連携施設

施設の種類：認可保育所

施設名：社会福祉法人はまなす福祉会 はれぞら保育園

住所：さいたま市南区大字太田窪3155

連携内容：①保育内容の支援

②代替保育の提供

③卒園後の受け入れ枠（5名）

効力の期間：令和3年4月1日より5年間とし、継続する場合は、契約終了年の6か月前までに協議

## 26 その他保護者に説明すべき事項

### (1) 入園手続

ア 保護者は当事業所において保育を利用しようとするときは、当事業所が指定する書類等を提出するものとします。

イ 保護者は前項に基づく入園手続に当たり、医療機関で事前に健康診断を受診した園児の診断書を、当事業所へ提出します。

ウ 当事業所は、入園手続に必要な書類及び入園について不備がある場合、関係機関等に確認（照会）を行います。

### (2) 事業所への告知

お預かりする園児の安全かつ適切な保育を確保し、健全な発育を図るため、保護者は、児童票・生活調査票にて園児の生育暦、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を告知してください。

### (3) 事業所が保育を行わないとき

当事業所では、園児が次のいずれかの事由に該当するときは、その園児の保育を行わないことがあります。

ア 園児が伝染性の疾病に罹患し、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。

イ 園児が病気や怪我等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき

ウ 災害の発生、又は発生のおそれがあり、危険が想定されるとき

### (4) 不正行為への対応

当事業所では、保護者が偽り、その他の不正な行為によって、地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してさいたま市に通知します。これにより、状況調査に基づき、保育の必要性の認定が受けられず、保育を提供することができなくなる場合があります。

### (5) 与薬・予防接種について

ア 原則として市販薬・処方薬ともに受け付けておりませんので、ご家庭での処方をお願いいたします。かかりつけ医にて、朝と晩の処方をご相談下さい。

イ かかりつけ医より処方された塗り薬については、ご相談下さい。

ウ 予防接種後は体調が急変する場合がありますため、接種後はご家庭で様子を見てください。

### (6) 慣らし保育について

入園後は慣らし保育（2週間ほど）を行います。環境の変化はお子さんにとって大きな影響があると考えられるので慣らし保育へのご協力をお願いします。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：南浦和ファーストスター保育園

所在地：南区根岸 3-1-15 第三コーポミナミ 1 F

説明者名：氏名

私は、書面に基づいて南浦和ファーストスター保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印（署名でも可）

児童から見た続柄：

